

認可外保育施設指導監督基準

1 保育に従事する者の数及び資格

- (1) 保育に従事する者（常勤職員）の数は、原則として施設の開所時間については、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、常時2人以上であること。
- (2) 保育に従事する者のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師（助産師及び保健師を含む。）の資格を有するものであること。
- (3) 保育に従事する者及び資格を有する者の数は、常勤職員（1日6時間以上で月20日以上、又は月120時間以上勤務する職員をいう。）により算定すること。
常勤職員に代えて短時間勤務（アルバイトやパート）の職員を充てる場合にあっては、総勤務時間数を常勤職員に換算すること。
- (4) 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。
- (5) 保育士でない者を、保育士、保母、保父その他これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

2 保育室等の構造設備及び面積

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか調理室及び便所があること。ただし、給食を施設外で調理している場合及び乳幼児が家庭からの弁当を持参している場合等にあつては、調理室を必要としないが、食品の加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を備えること。
また、乳幼児が容易に立ち入ることができないよう、調理室と保育室とが区画されていること。
- (2) 保育室の面積は、おおむね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。

- (3) 乳児（おおむね満1歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所とは別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、保育を行う場所が区画されており、かつ安全性が確保されていること。
- (4) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。
乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせてはならないこと。
- (5) 便所は、保育室及び調理室と区画され、かつ児童が安全に使用でき、衛生面にも配慮されていること。
便所及び保育室には、それぞれ専用の手洗設備が設けられていること。
便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。

5 保育内容

(1) 保育の内容

- ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。
- イ 児童の安全で清潔な環境（居室、寝具等の清潔）や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定め、実行すること。
- (ア) 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定し、かつ、実行することが必要であること。
- (イ) 必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。
- (ウ) 保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。
- (エ) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。
- ウ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。
- エ 必要な遊具、保育用品等を備えること。
年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。
なお、大型遊具を備える場合などは、事故防止のため、その安全性の確認を常に行うこと。

(2) 保育従事者の保育姿勢

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上及び適格性の確保が求められていること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

ウ 児童に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。

しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えてはならないこと。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から虐待などの不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

なお、虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合等においても、児童相談所等の専門的機関に対し、適切な連絡に努めること。

(3) 保護者との連絡

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

保護者との連絡に当たっては、連絡帳又はこれに代わる方法を活用し、保護者からは家庭での児童の様子を、保育施設からは保育中の児童の様子を連絡すること。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

10 設置者の経営姿勢

設置者は、入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うことを目的とした、適切な経営を行うこと。